

## 第6 完成検査前検査の申請

### 1 完成検査前検査の種類

#### (1) 水張検査

原則として水又は水以外の適当な液体（不燃性の液体）を満たし、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。

#### (2) 水圧検査

タンクに水を満たし一定の圧力を加えて、漏れ及び変形等の有無を確かめる検査である。

#### (3) 溶接部検査

タンク本体の側板、底板及びアニュラ板の溶接部を放射線透過試験、磁粉探傷試験、超音波探傷試験等により行う検査をいう。

#### (4) 基礎・地盤検査

タンクの基礎・地盤に標準貫入試験、平板載荷試験等により行う試験をいう。

### 2 既設タンクの取扱い

#### (1) 20号タンクの指定数量の倍数が変更となった場合の取扱いについて

(H10.3.16 消防危第29号通知)

ア 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の工事を伴うことなく指定数量の倍数が5分の1以上に変更され20号タンクとなる場合

当該変更が当該タンクの本体に係る工事以外の工事に係る変更の許可の申請により行われる場合は、当該変更の許可及び完成検査の申請を通じ、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準（水張試験又は水圧試験（以下この項において「水張試験等」という。）に係る基準を除く。以下この項において同じ。）への適合性を確認するものとする。この場合において、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていないものである場合には、当該タンクについて水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）を実施し、その結果を完成検査時に併せて確認するものとする。

また、取り扱う危険物の品名のみが変更されること等により、危険物を取り扱うタンクが指定数量の5分の1以上に変更される場合には、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性及び水張試験等（完成検査前検査又は中間検査）に係る基準への適合性について、資料提出により確認するものとする。

イ 容量が指定数量の5分の1未満の危険物を取り扱うタンクが、当該タンクの本体の変更の工事に併せて危険物の品名変更等を行うことにより、指定数量の5分の1以上に変更される場合

当該変更の工事が変更の許可の申請により行われる場合は、当該変更の許可から完成検査に至る申請を通じて、当該タンクの構造及び設備に関する技術基準への適合性を確認するものとする。

なお、当該タンクが完成検査前検査（設置者等が自主的に実施した水張試験等を含む。）により水張試験等に係る基準への適合性が確認されていない場合にあつては、次の申請により当該タンクの水張試験等に係る基準への適合性を併せて確認するものとする。

#### (ア) 容量が指定数量以上に変更される場合

完成検査前検査の申請により当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認するものとする。

#### (イ) 容量が指定数量の5分の1以上指定数量未満に変更される場合

完成検査の際、中間検査の結果をもとに、当該タンクの水張試験等の基準への適合性を確認

するものとする。

- (2) 製造所に設置されている 20 号タンク（完成検査前検査済）を別の製造所に直接移設する場合において当該タンクが現在まで適正に維持管理されていることを定期点検の記録等により確認することができ、かつ、移設先の製造所においてタンク本体の変更工事を伴うことがない場合には、既設のタンクの検査済証を有効なものとして扱い、改めて完成検査前検査を行わないこととすることができる。（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）

### 3 廃止された製造所等に係るタンクの取扱い

- (1) 製造所等の液体の危険物タンク検査済証は、当該製造所等の用途が廃止された時点で、その効力を失うものと解する。（S56.2.3 消防危第 10 号質疑）
- (2) 廃止した給油取扱所の地下タンクを地下タンク貯蔵所として使用する場合、地下タンク貯蔵所の設置に係る完成検査前検査の取扱いについては、タンクを埋設した状態において、水張試験（水以外の適当な液体を張って行う試験を含む。）不燃性ガスの封入による気密試験等の試験を行うことにより政令第 13 条第 6 項に定める水圧試験の代替するものと判断できる場合は、同規定について政令第 23 条を適用し、当該試験を水圧試験に代替する試験と認めて差し支えない。

（S59.3.30 消防危第 27 号質疑）

- (3) 製造所と一般取扱所で施設区分を変更する場合には、用途の廃止に係る届け出及び設置に係る許可の手続きにより行うこととなるが、施設区分の変更に伴い、政令第 9 条第 1 項第 20 号に規定する危険物を取り扱うタンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが政令第 11 条第 1 項第 4 号（水張又は水圧試験に係る部分に限る。以下同じ。）、第 12 条第 1 項第 5 号又は第 13 条第 1 項第 6 号の基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査（水張又は水圧試験に係る部分に限る。）を改めて実施しないこととして差し支えない。

（H9.6.2 消防危第 70 号質疑）

- (4) 廃止された危険物施設に埋設されている鋼製強化プラスチック製二重殻タンクを他の場所の危険物施設に埋設し再利用する場合、告示第 71 条第 1 項第 2 号に規定する液体加圧法（水加圧 70kPa）による試験を実施することをもって完成検査前検査とすることができる。なお、タンク検査済証には検査方法を記載するものとする。また、この検査方法により当該地下タンクを他の市町村へ移設する場合は、移設先の市町村の判断によるが、当該市町村が認めた場合には、タンク検査済証に試験結果記録等を添付するものとする。（H10.10.13 消防危第 90 号質疑）

### 4 海外で制作されたタンクの取扱い

海外で製作された液体危険物タンクを、製造所又は一般取扱所において 20 号タンクとして使用するために、ユニットに組み込まれた状態で輸入される場合における水張試験又は水圧試験については、次によること。（H13.3.23 消防危第 35 号通知）

- (1) 対象となる液体危険物タンクは次のア及びイに適合するものであること。

ア 製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるもの。

イ 海外の公正かつ中立な検査機関による政令第 9 条第 1 項第 20 号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書（検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの）により確認されるもの。

- (2) 液体危険物タンクに係る水張試験又は水圧試験に関する基準への適合性について、海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書を活用することにより、水張試験又は水圧試験を実施する。
- (3) 海外の公正かつ中立な検査機関は、政令 9 条第 1 項第 20 号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験を適正にかつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有しているものであること。

[海外における検査機関の例]

- ・Lloyd' s Register (ロイド・レジスター)
- ・Germanisher Lloyd (ジャーマニッシャー・ロイド)
- ・Underwriters Laboratories Inc. (ユー・エル)
- ・TUV (テュフ)
- ・Bureau Veritas (ビューロ・ベリタス)

#### 5 完成検査前検査申請に添付する図書

本組合で許可を受けた製造所等のタンクを本組合管轄内で完成検査前検査（水張又は水圧検査）を受験する場合にあっては、規則第 6 条の 4 第 1 項に規定する完成検査前検査申請書のみでその他添付書類は不要である。（H9.3.26 消防危第 35 号通知）